

改正

平成19年3月27日告示第45号  
平成20年3月31日告示第64号  
平成20年6月30日告示第102号  
平成21年8月26日告示第119号  
平成22年4月19日告示第51号  
平成24年3月30日告示第36号  
平成24年7月9日告示第115号  
平成26年3月31日告示第62号  
平成27年3月31日告示第49号  
平成31年3月29日告示第52号  
令和3年3月15日告示第21号

庄原市自治振興区振興交付金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、活力ある地域づくりを自主的、総合的に推進する自治振興区及び自治振興区の連合体（以下「連合体」という。）に予算の範囲内において交付金を交付し、自治振興区の運営を支援するとともに、住民自治システムの確立を推進するため、当該交付金の交付に関し庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(自治振興区等)

**第2条** この要綱において自治振興区とは、次の各号のいずれにも該当する住民自治組織であって、市長が認めたものをいい、連合体とは複数の自治振興区によって構成される連合組織をいう。

- (1) 自主的な地域の課題解決と地域づくり活動等を行うもの
- (2) 区域、運営組織及び会費の徴収を定めた規約を有しているもの
- (3) 毎年度、事業計画書及び予算を作成し、決算の認定を行うもの

(交付対象)

**第3条** 交付金の対象は、自治振興区の運営、維持及び管理等（政治活動又は宗教活動を除く。）に充てられる経費とする。

2 自治振興センターの指定管理業務を受託した自治振興区に対し、区長及び副区長（同等の役職を含む。）の報酬並びに統括職員及び事務職員の人件費に係る経費を特別振興交付金（以下「特別交付金」という。）として交付する。

3 おおむね旧村単位以上を区域として新たに設立した自治振興区（以下「再編振興区」という。）又は自治振興センターの指定管理業務を受託した自治振興区が地域振興計画を策定する場合は、策定にかかる経費を地域振興交付金（以下「地域交付金」という。）として交付する。

4 前項の交付金は、再編振興区が設立する以前に、関係する連合体が、設立後の地域振興計画を策定する場合又は自治振興センターの指定管理業務を受託しようとする自治振興区が、受託以前に新たな地域振興計画を策定する場合も交付の対象とする。

（交付申請）

**第4条** 交付金の交付を受けようとする自治振興区（以下「申請団体」という。）は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 規約
- （2） 役員名簿
- （3） 事業計画書
- （4） 予算書

2 前項第1号及び第2号の書類は、その内容に変更がない場合にあっては、次年度以降の添付を省略することができる。

3 特別交付金の交付を受けようとする申請団体は、前項各号の書類に加え次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- （1） 雇用の確認ができる書類
- （2） 就業規則

4 地域交付金の交付を受けようとする申請団体は、交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 予算書
- （2） その他市長が必要とする書類

（交付決定）

**第5条** 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付決定通知書（様式第3号）により申請団体に通知するものとする。

（交付額等）

**第6条** 各地区へ交付する交付金（特別交付金を含む。）は、予算の定める範囲で交付し、その算定基礎は別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 地域交付金の額は800千円を限度とし、1自治振興区につき1回に限り交付

するものとする。その場合、第3条第4項前段による交付は、再編振興区が交付を受けたものとみなす。

(交付の方法)

**第7条** 交付金は、一括交付を原則とする。

(随時検査等)

**第8条** 市長は、交付金の交付を受けた申請団体（以下「交付団体」という。）に対し、随時、帳簿及び書類の提出を求め、又は指定する職員に必要な検査及び指示をさせることができる。

(報告書の提出)

**第9条** 交付団体は、翌年度の4月30日までに、実績報告書（様式第4号又は第5号）を市長に提出しなければならない。

(交付金の返還等)

**第10条** 市長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付金をその目的以外に使用したとき。
- (2) 第8条に規定する随時検査を拒んだとき。
- (3) 前条に規定する報告をしないとき。
- (4) その他市長が特にその必要を認めるとき。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成17年3月31日から施行する。

**附 則**（平成19年3月27日告示第45号）

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年3月31日告示第64号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年6月30日告示第102号）

(施行期間)

1 この告示は、平成20年7月1日から施行し、この告示による改正後の庄原

市自治振興区振興交付金交付要綱は、平成20年度における庄原市自治振興区振興交付金（以下「平成20年度交付金」という。）の平成20年7月1日からの日額賃金の算定から適用する。

（経過措置）

- この告示の施行の日までに平成20年度交付金の交付決定を受けた自治振興区については、前項の適用に基づき積算した平成20年度交付金の額の差額を交付決定するものとする。

附 則（平成21年8月26日告示第119号）

この告示は、平成21年10月10日から施行する。

附 則（平成22年4月19日告示第51号）

この告示は、平成22年4月20日から施行し、改正後の庄原市自治振興区振興交付金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日告示第36号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日告示第115号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第62号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第49号）

（施行期日）

- この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市自治振興区振興交付金交付要綱の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。
- 平成27年度から平成28年度までの間における自治振興区振興交付金は、第6条の規定にかかわらず、別表第1に規定する交付金交付額から次の計算方法によって算出して得た激変緩和分を減算して交付するものとする。

年度	区分	計算方法
平成27年度自治振興区振興交付金	激変緩和分	別表第1に規定する補正額× $\frac{2}{3}$
平成28年度自治振興区振興交付金	激変緩和分	別表第1に規定する補正額× $\frac{1}{3}$

附 則（平成31年3月29日告示第52号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 15 日 告示第 21 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市自治振興区振興交付金交付要綱の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。

別表第 1（第 6 条関係）

区分	自治振興区振興交付金の計算方法	
後期高齢者率	基準自治振興区後期高齢者数 ÷ 基準自治振興区人口 × 100（小数点以下第 2 位四捨五入）	
市内後期高齢者率	基準市内後期高齢者数 ÷ 基準市内人口 × 100（小数点以下第 2 位四捨五入）	
後期高齢者率比	後期高齢者率 ÷ 市内後期高齢者率（小数点以下第 3 位四捨五入）	
年少人口率	基準自治振興区年少人口 ÷ 基準自治振興区人口 × 100（小数点以下第 2 位四捨五入）	
市内年少人口率	基準市内年少人口 ÷ 基準市内人口 × 100（小数点以下第 2 位四捨五入）	
年少人口率比	年少人口率 ÷ 市内年少人口率（小数点以下第 3 位四捨五入）	
補正人口	基準自治振興区人口 × 後期高齢者率比 × 年少人口率比（小数点以下四捨五入）	
算定交付金	補正人口 ÷ 合計補正人口 × 予算額（1 円未満切捨て）	
基礎補正額	算定交付金が前年度の自治振興区振興交付金の 105% 以上の場合	前年度の自治振興区振興交付金 - 算定交付金 + 前年度の自治振興区振興交付金 × 5%（1 円未満切捨て）
	算定交付金が前年度の自治振興区振興交付金の 95% 以上 105% 未満の場合	基礎補正額なし
	算定交付金が前年度の自治振興区振興交付金の 95% 未満の場合	前年度の自治振興区振興交付金 - 算定交付金 - 前年度の自治振興区振興交付金 × 5%（1 円未満切捨て）

加算額	加算対象額 ÷ 合計加算対象額 × 合計基礎補正額 × 1 (1円未満切捨て)
補正額	基礎補正額 + 加算額
交付金交付額	算定交付金 + 補正額

備考

- (1) 基準自治振興区後期高齢者数 前年10月1日現在の自治振興区域内の75歳以上の人口
- (2) 基準自治振興区人口 前年10月1日現在の自治振興区域内の人口
- (3) 基準市内後期高齢者数 前年10月1日現在の市内における75歳以上の人口
- (4) 基準市内人口 前年10月1日現在の市内人口
- (5) 基準自治振興区年少人口 前年10月1日現在の自治振興区域内の14歳以下の人口
- (6) 基準市内年少人口 前年10月1日現在の市内における14歳以下の人口
- (7) 合計補正人口 各自治振興区の補正人口の合計
- (8) 加算対象額 算定交付金が前年度交付金未満の額
- (9) 合計加算対象額 各自治振興区を加算対象額の合計
- (10) 合計基礎補正額 各自治振興区の基礎補正額の合計

別表第2 (第6条関係)

区分	対象経費	特別振興交付金計算方法
報酬	区長	世帯数1,800世帯以上 年額600,000円以内 世帯数1,000世帯以上1,800世帯未満 年額576,000円以内 世帯数400世帯以上1,000世帯未満 年額432,000円以内 世帯数400世帯未満 年額288,000円以内
	副区長	世帯数1,800世帯以上 年額384,000円以内 世帯数1,000世帯以上1,800世帯未満 年額307,200円以内 世帯数400世帯以上1,000世帯未満 年額230,400円以内 世帯数400世帯未満 年額153,600円以内
賃金	基本給 統括職員	月額180,000円の12月分及び月額を20で除し、15

			を乗じて得た額
		事務職員 (1人当たり)	次に掲げる当該月額を20で除し、15を乗じて得た額 (1) 勤務期間が2年未満の者 月額153,300円 (2) 勤務期間が2年以上4年未満の者 月額157,700円 (3) 勤務期間が4年以上6年未満の者 月額162,200円 (4) 勤務期間が6年以上8年未満の者 月額168,900円 (5) 勤務期間が8年以上の者 月額175,900円
	超過勤務手当	均等割	超過勤務手当予算額×0.4÷交付金の対象となる全自治振興区の職員数×交付金の対象となる当該自治振興区の職員数
		人口割	超過勤務手当予算額×0.6÷前年10月1日現在の市内人口(小数点第2位以下四捨五入)×前年10月1日の自治振興区域内の人口
労働保険	雇用保険 労災保険		国の定める算定基礎に準じて、市長が定めた額
社会保険	健康保険 厚生年金保険 児童手当拠出金		国の定める算定基礎に準じて、市長が定めた額

備考

- (1) 超過勤務手当予算額とは、前年10月1日現在の市内人口に84を乗じた額とする。
- (2) 均等割及び人口割に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てとする。

様式(省略)